

カーボンニュートラル促進奨励金指定基準【概要版】

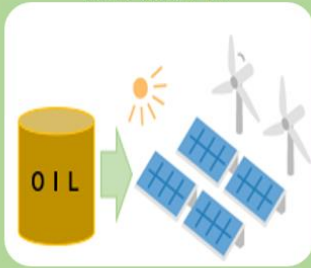
1 奨励金の対象

袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（令和6年6月策定）において、2030年度までに、2013年度比で温室効果ガス47%以上の削減を目標としているところです。これに伴い、袖ヶ浦市企業振興条例についても令和6年12月の改正において、「カーボンニュートラル促進奨励金」を創設し企業のカーボンニュートラルに向けた取組を後押しします。奨励金の対象となる施設は、カーボンニュートラル促進施設で、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする事業として規則に定める事業の用に供される施設で、**温室効果ガス排出量47%以上削減**するものを対象とします。交付要件及び対象事業は下記のとおりです。

奨励金の区分	交付要件	奨励金内容		
		交付額	交付期間	限度額
カーボンニュートラル促進	カーボンニュートラル促進施設の建設、又は増設で投下固定資産額が3億円以上、更新の場合は投下固定資産額が1億円以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の70に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度

「カーボンニュートラル促進施設」に該当する事業

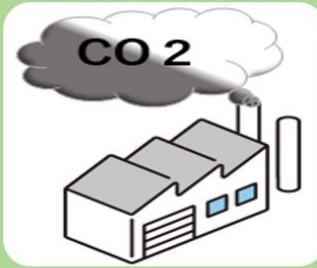
燃料転換事業



温室効果ガスを削減する目的で、製造・エネルギー関連施設における物品の製造又は発電工程で使用される燃料の転換を図る目的で、既存の製造設備又は関連設備を更新する事業

温室効果ガス排出量47%以上削減するものが対象

製造工程脱炭素化事業



温室効果ガスの排出量を削減する目的で、製造・エネルギー関連施設における物品の製造又は発電工程にある既存の設備等を更新（省エネルギー設備の導入等）する事業

温室効果ガス回収等事業



温室効果ガスを回収し貯留する事業又は資源として活用する事業

2 温室効果ガス排出量の算出方法（燃料転換事業・製造工程脱炭素化事業が対象）

「**活動量 × 排出係数 ※1 × 地球温暖化係数 ※2**」により算出される排出量を基準とします。なお、排出係数及び地球温暖化係数については、原則、環境省が公表する最新の数値を使用してください。

【※1】排出係数：特定の活動や産業によって排出される二酸化炭素の量を表す数値

【※2】地球温暖化係数：温室効果果が大気中に放出された時の地球暖化への影響を二酸化炭素に換算したものの

3 排出量の比較方法

（1）更新前の設備（増設の場合は同等設備）等の温室効果ガス排出量の算出

更新前の設備等における直近1年間の温室効果ガス排出量を算出する。この際、対象とする排出の範囲は、企業活動による「直接排出（Scope 1）※3」を指します。電気の使用等による「間接排出（Scope 2）※4」については、考慮する必要はありません。（算出に含めても構いません。）

（2）更新後（増設）設備等の温室効果ガス排出量（予測値）の算出

更新後の設備等において予測（性能データや使用事例等）される1年間の温室効果ガス排出量を算出してください。算出する温室効果ガス排出量は（1）と同様の範囲を算出してください。

（3）更新前と更新後の温室効果ガス排出量の削減率の算出と、その比較方法

（1）及び（2）で算出した温室効果ガス排出量を比較し削減率を算出します。**削減率が47%以上**であることが確認されれば、「カーボンニュートラル促進奨励金」の対象となります。排出量削減の判断は、施設（事業所）全体又は個別設備いずれかにおける比較で削減が確認される場合に奨励金の対象となります。

【※3】Scope 1：企業が直接排出する温室効果ガスで、使用燃料による排出（エネルギー起源）と製造過程等の化学反応による排出（非エネルギー起源）で構成されます。

【※4】Scope 2：企業が他者から購入したエネルギー（電力や蒸気、熱など）の生成過程で排出される間接的な温室効果ガスを指します。

計算例

【条件】

1. 使用燃料：液化石油ガス (LPG)
2. 対象施設（設備）更新前の消費量：年間35,000kg
3. 対象施設（設備）更新後の消費量：年間17,000kg
4. 排出係数：LPG燃焼のCO2排出係数は約3 (kgCO2/kgLPG)
5. 地球温暖化係数：CO2の地球温暖化係数は1

計算例においては、エネルギー起源の温室効果ガス排出量を例としています。「Scope 1」において非エネルギー起源の排出量を考慮する場合は、製造プロセス等において排出される非エネルギー起源の温室効果ガスに応じて算出されたものを含めて算出。

【更新前の年間排出量】

活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数 = 35,000kg × 3 kgCO2/kg × 1 = 105,000kgCO2

【更新後の年間排出量（予測）】

活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数 = 17,000kg × 3 kgCO2/kg × 1 = 51,000kgCO2

【温室効果ガス排出量削減比較】

(更新前の年間排出量 - 更新後の年間排出量) / 更新前の年間排出量 × 100 = (105,000kgCO2 - 51,000kgCO2) / 105,000kgCO2 × 100 = 51%削減

51% ≧ 47%（削減基準） → 削減基準を達成しているため「奨励金の対象」

計算例は一例です。申請前に必ずご相談ください。

【問い合わせ先・申請先】 ※事前に必ずお問い合わせください。

袖ヶ浦市役所 環境経済部商工観光課 商工担当
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1
TEL 0438-62-3428
FAX 0438-62-7485
E-mail sode19@city.sodegaura.chiba.jp

【参考】温室効果ガス排出量 算定方法・排出係数一覧（抜粋） 令和5年12月12日時点 （出典：環境省ホームページ）

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数	
二酸化炭素	CO ₂	1	
メタン	CH ₄	28	
一酸化二窒素	N ₂ O	265	
ハイドロフルオロカーボン	ハイドロフルオロカーボン	HFC	-
	トリフルオロメタン	HFC-23	12,400
	ジフルオロメタン	HFC-32	677
	フルオロメタン	HFC-41	116
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	328
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	16
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138
	フルオロエタン	HFC-161	4
	1・1・1・2・3・3-ヘptaフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350
	1・1・1・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060
	1・1・1・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330
	1・1・1・2・2-3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716
	1・1・1・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858
	1・1・1・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804
1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650	
パーフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	PFC	-
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,630
	パーフルオロエタン	PFC-116	11,100
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900
	パーフルオロシクロプロパン	PFC-c216	9,200
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,910
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,190
六ふっ化硫黄	SF ₆	23,500	
三ふっ化窒素	NF ₃	16,100	

【根拠条文】政令第4条

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
燃料（都市ガスを除く。）の使用	(燃料種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	単位使用量当たりの発熱量：別表1 単位発熱量当たりの炭素排出量：別表2		
都市ガスの使用	都市ガス使用量×単位使用量当たりの排出量	ガス事業者が供給した都市ガスを使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとの係数	
		上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの	
		上記2つの規定により算定できない場合	代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数	
他人から供給された電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	電気事業者が供給した電気を使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの係数	
		上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの	
		上記2つの規定により算定できない場合	代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数	
他人から供給された熱の使用	(熱の種類ごとに) 熱使用量×単位使用量当たりの排出量	産業用蒸気	tCO ₂ /GJ	0.0654
		<産業用以外の蒸気、温水及び冷水> 熱供給事業者が供給した熱を使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表する熱供給事業者ごとの係数	
		<産業以外の蒸気、温水及び冷水> 上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの	
		<産業以外の蒸気、温水及び冷水> 上記2つの規定により算定できない場合	代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数	

【根拠条文】政令第7条第1項第1号、算定省令第2条及び別表第1

※非エネルギー起源の排出係数等につきましては別途、環境省ホームページをご確認ください。
また、排出係数一覧は随時更新される可能性があるため、ご注意ください。